平成 22 年 6 月 4 日

各　　位

会 社 名　　株式会社　琉　球　銀　行
代表者名　　取締役頭取　大城 勇夫
コード番号　　8399 (東証第一部、福証)
問合せ先　　取締役総合企画部長　石川 眞一
電　　話　　098-860-3787

内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

平成 22 年 3 月に記者発表ならびにホームページにて公表いたしました当行元行員による不祥事件の発生に対し、当行は本日、内部管理態勢が不十分であるとして、内閣府沖縄総合事務局長より業務改善命令を受けました。

信用を旨とする金融機関として、かかる事態を招いたことについて、日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客さまをはじめ、地域の皆さまおよび株主の皆さま方に対し、深くお詫び申し上げます。

当行では、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置づけ、これまでも積極的に取り組んでまいりましたが、今般の業務改善命令を受ける事態に至ったことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、今後、不祥事件の再発防止ならびに法令等遵守態勢の確立に向け、全行を挙げて取り組んでまいります。

記

1.業務改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し、健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

① 法令等遵守態勢の強化に向けた経営姿勢の明確化(責任の所在の明確化を含む)
② 全行的な法令等遵守態勢の確立
③ 実効性のある不祥事件防止策の策定
④ 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
⑤ 内部監査機能の充実・強化及び適切な人事管理の実施

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 22 年 7 月 5 日までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記(2)の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況を翌月 10 日までに報告すること。

(初回報告基準日を平成 22 年 9 月末とする。)

2.不祥事件の概要

当事者	高野敏哉容疑者（平成 22 年 3 月 8 日付で懲戒解雇済）
発生支店	本店営業部他
発覚の端緒	人事異動に伴う事務引継の中で、弊行元行員の高野容疑者が架空名義にてローンを借り入れていることが平成 22 年 2 月 24 日に判明しました。
発生期間	平成 15 年 7 月～平成 22 年 1 月（6 年 7 カ月）
融資金 着服金額	着服金現在残高　　9,624 万円 架空名義融資金総額 1 億 4,808 万円のうち 5,183 万円は回収されています。
着服の経緯	当該元行員は、遊興費等の穴埋めに消費者金融からの借入金で補填していましたが、金額の増加に伴い、弊行からの架空名義での借入を繰り返していました。

3.人事処分

平成 22 年 3 月に頭取をはじめとする全取締役を減給処分とし、4 月に営業店管理者等を出勤停止・減給・譴責等の処分といたしました。

さらに、今回の業務改善命令を重く受け止め経営責任の所在を明らかにする観点から、上記事件発覚時の人事処分に加え、頭取をはじめとする取締役について、22 年 7 月より追加の減給処分（10%、6 カ月～3 カ月）を実施いたします。

4.今後の対応

平成 22 年 3 月の不祥事件の公表以降、既に以下の(1)～(3)の内容を実施しております。

また今回命令を受けた改善事項については、以下の改善策も含め、平成 22 年 7 月 5 日までに当局宛提出する業務改善計画に沿って取り組んでいく予定であり、これらを着実に履行することにより、内部管理態勢のより一層の充実・強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

(1) 組織の見直し

「リスク管理部コンプライアンス統括室」を「コンプライアンス統括部」として、頭取直轄の独立部に昇格させ、人員増強とあわせて、法令等遵守態勢の強化に向け、組織の見直しを図りました。

なお、今回の組織体制の見直しの目的は以下のとおりです。

① 新中期経営計画に掲げた「不祥事件の撲滅に向けた内部管理態勢の強化」への対応や、顧客保護等管理態勢および利益相反管理態勢の強化が求められることなどから、コンプライアンス部門を強化する。

② 部長の兼任から専任化を図り（リスク管理部とコンプライアンス部門との兼任を解除し、コンプライアンス部門に専任させる）、コンプライアンスの強化に注力する。

③ コンプライアンス部門の態勢を強化することで、コンプライアンス委員会の機能がより発揮しやすい態勢を構築し、法令等遵守に対する高い意識と行動を営業現場の末端

に至るまで浸透させ、不祥事件の撲滅につなげていく。

④ コンプライアンス統括部の担当役員を頭取、専務とし、頭取直轄ラインであることを明示することで経営の最重要課題として取り組む姿勢を明確にする。

(2) 事務手続の改善

今般の不祥事件を踏まえ、架空の預金口座開設や消費者ローン取引を防止するために、本人確認方法や事務手続きの厳格化、牽制の強化を図りました。

(3) 法令等遵守にかかる経営姿勢の周知

全役職員に対し、平成 22 年 4 月の営業店長会議や職場会議、各種研修を通して、厳正な事務取扱について周知徹底を図りました。

また、頭取より、これらの会議の場で「不祥事件撲滅」、「内部管理体制の再構築」を訓示するとともに、全役員が分担して全営業店を臨店し、「内部管理体制の強化」について周知徹底を図りました。

(4) 会議体の見直し

これまでコンプライアンス委員会は事務ミスの撲滅への取り組みを主眼としていました。しかし、同委員会において、今回の不祥事件を引き起こした本人確認事務の内部規程違反を把握できていなかったことを踏まえ、今般策定する業務改善計画の履行状況確認のほか重大なコンプライアンス違反や不祥事件の発生につながりかねない事務事故等についても、新たに同委員会での協議対象に加えることで同委員会の機能を強化していきます。

(5) 行員向け研修態勢の強化

これまで支店長向けコンプライアンス研修を毎年実施してきましたが、今後は研修の対象範囲を営業店の役付者まで拡大していくことで、「内部管理体制の強化」の実効性を引き上げるとともに、法令等遵守にかかる経営姿勢を引き続き周知徹底していきます。

(6) 営業店検査手法の改善

営業店検査は、これまで書面検査に軸足をおいていましたが、今回の不祥事件発生を踏まえ、今後は営業店行員に対し事務フローのヒアリングを行うなど動態面にも視点を置いた検査手法を採用していきます。

(7) 内部監査・人事管理の改善

今回の不祥事件の犯行手口が従来の監査手法では容易に発見することができなかったことを踏まえ、関係部署との情報の共有化を図りつつ内部監査機能の改善を図っていきます。

また、人事管理についても、所属長による行員の実態把握を強化し、不祥事件の再発防止に努めていきます。

以上

(本件に関するお問い合わせ先　　総合企画部　川上・小林　TEL 098-860-3787)